

# 熊本県産業技術センター条例

(昭和27年6月14日条例第42号)

熊本県工業試験場設置条例を公布する。

熊本県産業技術センター条例 (題名改正・平成19年条例第22号)

(設置の目的)

- 第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター(以下「センター」という。)を置く。
- 2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第2条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

- 第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。
- 2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の108を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。
- 3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成元年3月25日条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。(後略)

附 則 (平成4年3月22日条例第30号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年3月16日条例第24号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成9年3月25日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成10年3月25日条例第10号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成12年3月23日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年3月23日条例第16号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成19年3月16日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成23年3月23日条例第20号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年3月28日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第29号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

#### 別表 (第5条関係)

設備名	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	200円以上3,350円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	50円以上5,300円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	350円以上3,950円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験・木竹加工設備	1台30分につき	400円
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	50円以上1,500円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験 ・有機薄膜加工設備	1台30分につき	150円以上5,900円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1台30分につき	480円

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。